

令和6年度那珂市友好都市交流活動支援事業募集要項

1 趣旨

那珂市と友好都市である横手市との産業、文化、教育、観光等を通じた人的交流の推進及び活性化を図ることを目的とした交流活動を行う団体に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助する。

2 補助対象団体

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の所在地及び活動拠点が市内にあること。
- (2) 10人以上で構成され、かつ、代表者及び構成員の7割以上が市民である非営利団体であること。
- (3) 市及びその他の関係団体から、活動運営に対する補助金の交付を受けていないこと。

※ 活動運営に対する補助金とは、団体の運営のために交付される補助金（用途は限定的でない。）で、事業費補助（用途を限定して交付される補助金）は含まない。

- (4) 前年度において、当該補助金の交付を受けていないこと。

3 補助対象事業

次の各号のいずれにも該当しない事業とする。

- (1) 参加者が10人に満たない事業
- (2) 市民の参加者が参加者全体の7割に満たない事業
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に係る事業
- (4) 法令に抵触し、又は公序良俗に反する事業
- (5) 視察のみを目的とする事業
- (6) その他那珂市友好都市交流活動支援事業費補助金交付要綱の目的に反すると認められる事業

4 補助対象経費

	区分	補助対象基準
車借上げ料	バス	契約額
	レンタカー	契約額
	私有車	1台につき、27,000円
宿泊料		1人につき、11,000円を限度
高速道路通行料		実費

5 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、150,000円を限度とする。ただし、複数の団体が申請した場合は、予算の範囲内で案分した額とする。

なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助金の交付は、一団体につき、当該年度1回とする。

6 募集期間

令和6年4月25日（木）～7月26日（金）午後5時必着

なお、上記期間中に応募がなかった場合や、予算残額が出た場合は、追加で募集することがある。

7 募集方法

広報なか（令和6年4月25日（木）発行号）

市ホームページ

市 Twitter・Facebook・LINE

情報メール一斉配信サービス

8 申請方法及び申請先

那珂市友好都市交流活動支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市民協働課に持参、郵送、FAXまたは、Eメールで提出する。

住所：〒311-0192

那珂市福田1819番地5

那珂市役所2階 市民協働課 市民交流グループ

FAX：029-352-1021

Eメール：shimin-k@city.naka.lg.jp

9 申請書類

市民協働課窓口又は市ホームページで取得する。